

平成 2 2 年度税制改正の概要

平成 2 1 年 1 2 月



目 次

マニフェスト関係の主要事項等

1	子ども手当の創設	1
2	ひとり親家庭への支援策の充実	1
3	求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大	1
4	健康増進の観点からのたばこ税の引上げ	2

その他の要望事項

1	地域医療の再生に向けて	3
2	安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進	5
3	健康で暮らせる社会の実現に向けて	5
4	高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現	6
5	障害者の自立支援の推進	7
6	安心して働ける社会の実現	7
7	各種施策の推進	8

マニフェスト関係の主要事項等

1 子ども手当の創設

- ① 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕
子ども手当について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

2 ひとり親家庭への支援策の充実

- ① 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、個人住民税等〕
父子家庭の父等に対し児童扶養手当を支給及び児童扶養手当の受給開始後5年を経過した者等への一部支給停止措置の廃止が検討されており、実現した場合、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。
- ② 生活保護制度において復活する母子加算の非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、個人住民税等〕
今般復活することとしている生活保護の母子加算について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

3 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大

- ① 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕
民主党マニフェスト等に記載されている、職業訓練期間中に月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。
- ② 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕
失業等給付については全て非課税とされているが、現在、雇用保険制度のあり方について労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行っており、この検討結果を踏まえて、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

4 健康増進の観点からのたばこ税の引上げ

① たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成 22 年度において、1 本あたり 3.5 円の税率引上げ（価格上昇は 5 円程度）を行うこととされた。なお、税率引上げにあたっては、国と地方の配分比率を 1 : 1 とすることとされた（実施時期は平成 22 年 10 月 1 日）。

また、税制改正大綱において、以下のとおり記載された。

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととする。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととする。

- ・ 番号の前に※印を付してある項目は他省庁との共同要望の項目である。

その他の要望事項

1 地域医療の再生に向けて

① 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長の上、廃止することとされた。

※控除される割合は段階的に縮減される（新サンセット方式）。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1

※② 中小企業等基盤強化税制の拡充〔所得税、法人税、法人住民税〕

特定の中小企業等が一定金額以上の事業基盤強化設備を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業等基盤強化税制）を拡充し、医業等を行う中小企業等が、レセプト電算処理やレセプトのオンライン請求の実施のためのソフトウェア等を取得した場合にも適用することとされた。

なお、従来、レセプト関係のソフトウェア等を取得した場合に特例を講じていた情報基盤強化税制については、適用期限の到来をもって廃止することとされた。

※③ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税、法人住民税〕

医業、医薬品・医療機器産業、生活衛生関係営業等を行う中小企業等が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業投資促進税制）について、適用期限を2年間延長することとされた。

※④ 病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長〔固定資産税〕

病院等が取得した地震防災対策用資産について、当該資産に係る固定資産税の課税標準を3年間に限り3分の2に軽減する特例措置について、適用期限を4年間延長の上、廃止することとされた。

⑤ 独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要な非課税措置の創設等〔所得税、法人税、登録免許税、印紙税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税等〕

現在国会において継続審議中の法律案に基づき、社会保険病院等の新たな受皿として設立（平成23年4月1日）が予定されている独立行政法人地域医療機能推進機構について、必要な非課税措置等を講ずることとされた。

⑥ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

⑦ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

※⑧ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

タックスヘイブン税制について、資産性所得に係る租税回避行為防止措置を講じた上で、適用除外基準の見直しやトリガー税率の引下げ等の措置を講ずることとされた。

※⑨ 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

移転価格税制について、価格算定に当たり考慮すべき事項等を運用上明確化することとされた。

2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進

① 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充〔所得税、法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税〕

障害者雇用促進法の改正により、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）に障害者雇用率制度の適用が拡大されることに伴い、税制上の特例においても、適用要件（雇用障害者数の割合）の算定に当たり短時間労働者を加えることとされた。

※対象となる税制措置

- ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却
- ・ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制 など

3 健康で暮らせる社会の実現に向けて

※① 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、適用期限を2年間延長することとされた。

※② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が、事業の用に供する償却資産で、取得価額が10万円以上30万円未満であるもの（少額減価償却資産）を取得した場合に、その取得価額を損金の額に算入する特例措置について、適用期限を2年間延長することとされた。

③ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に伴う非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、消費税、個人住民税等〕

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の創設に伴い、以下の税制上の措置を講ずることとされた。

- (i) 本法の規定に基づく健康被害の救済給付として支給される金銭への非課税措置
- (ii) 本法の規定に基づく健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税措置
- (iii) 本法の健康被害救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得等の非課税措置
- (iv) 本法の規定に基づく健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止措置

4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

※① 確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金制度の見直しに伴い、以下の措置を講ずることとされた。

- (i) 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）について、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とするもの。

※ 現行の拠出限度額は平成22年1月から引き上げられる（他の企業年金なし：5.1万円、他の企業年金あり：2.55万円）。

- (ii) 確定拠出年金制度は、原則として途中で資産を引き出すことを認めていないが、企業を退職した者で、資産額が少なく、かつ、掛金を継続して拠出する意思のない者について、途中で資産を引き出すことを可能にしようとするもの。

- (iii) 現在、確定拠出年金制度については、60歳までしか加入が認められていないが、高齢者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き雇用される者について、60歳から65歳までの間の一定年齢まで引き続き加入することを可能にしようとするもの。

※② 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長〔固定資産税〕

高齢者向け優良賃貸住宅に固定資産税を課す場合に、最初の5年度分に限って、当該住宅に係る固定資産税額の3分の2を減額する特例措置（高齢者向け優良賃貸住宅建築促進税制）について、適用期限を1年間延長することとされた。

※③ 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長〔固定資産税〕

高齢者等が居住する家屋に一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度分に限って、当該家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額する特例措置（バリアフリー改修促進税制）について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年間延長することとされた。

5 障害者の自立支援の推進

① 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税等〕

身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」を追加することに伴い、税制措置の対象も拡充することとされた。

※対象となる税制措置

- ・ 障害者控除
- ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却
- ・ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制 など

② 相続税における障害者控除の見直し〔相続税〕

相続税における障害者控除について、控除額を「6万円（特別障害者：12万円）×85歳（現行：70歳）に達するまでの年数」とすることとされた。

③ パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置〔所得税、個人住民税〕

パラリンピックメダリストに交付される金品の非課税措置について、租税特別措置法による措置から、所得税法に規定する非課税所得とされた。

6 安心して働ける社会の実現

※① 新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長〔固定資産税〕

新築住宅に固定資産税を課す場合に、最初の3年度分(中高層耐火建築物である場合は5年度分)に限り、当該住宅に係る固定資産税額の2分の1を減額する特例措置について、今後1年間で優良ストック重視への見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年間延長することとされた。

② 同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入〔所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中小企業退職金共済法上の「従業員」として取り扱うこととすることに伴い、これらの者についても、現在同法上の「従業員」として取り扱われている者と同様の税制措置を講ずることとされた。

※対象となる税制措置

- ・ 掛金の必要経費算入
- ・ 一時金で受け取る退職金の退職所得控除の適用 など

7 各種施策の推進

※① 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕

公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図るため、活性炭吸着式処理装置等に係る固定資産税の課税標準を3分の1に軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長することとされた。

※② 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置について、株式会社の設立等の登記にあつては、軽減税率が適用される資本金の額の上限を3,000億円までとした上で、適用期限を2年間延長することとされた。

③ 国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置〔国民健康保険税〕

低・中所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、賦課上限額の引上げ及び減額基準割合の緩和を行うとともに、非自発的失業者の税負担の軽減を講ずることとされた。

※④ 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金を、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設については、税制調査会に設置される市民公益税制プロジェクト・チームにおいて、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討することとされた。

問い合わせ先：(代) 03-5253-1111

社会保障担当参事官室 政策第二係
山田章平、中村彩子（内線 7693）

労働政策担当参事官室 企画第二係
長良健二、桐石邦生（内線 7992）